

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 那覇市男女共同参画計画策定の概要

(1) 計画策定の目的

本市は、1988（昭和 63）年に「那覇市女性行動計画」を策定して以降、1998（平成 10）年に「第2次那覇市女性行動計画（なは男女平等推進プラン）」を経て、2005（平成 17）年に「那覇市男女共同参画推進条例」制定後は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく計画として、2008（平成 20）年に「第3次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」を策定し、本市男女共同参画行政の施策を推進してきました。

しかし、未だに、女性に対する暴力などの人権侵害や、固定的な性別役割分担意識^{*}とそれに基づく慣習や制度等が存在します。例えば、女性のみが終始料理を作り続けることを強られるような年中行事が数多く存在すること、また、トートーメー^{*}（位牌）継承問題にみられるように女性差別の慣習等も根強いものがあります。他方、沖縄県は、県民 1 人当たりの所得が本土復帰以降、全国最下位が続いており、また県内の非正規労働者数は 2018 年に過去最多となり、2 年続けて全国 1 位となっています。強い性別役割分担意識と、貧困が組み合わされることにより、他県よりもひとり親家庭、とりわけ母子家庭の貧困状況も非常に深刻となっています。このように真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されています。

また、2015（平成 27）年には「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）が出され、セクシュアル・マイノリティを含め、すべての人々が、そのセクシュアリティ^{*}によって差別や暴力等の人権侵害を受けることなく、安心・安全に暮らせるような施策の展開を図っていくことが求められています。

2018（平成 30）年度からの 10 カ年計画である「第5次那覇市総合計画」においては、「人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本計画の一つとしており、基本計画に基づいた事業計画、施策の展開を図ることになっています。

誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動が確保され、もって誰もが均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益などを享受することができ、かつ、ともに責任を負うという「男女共同参画社会^{*}」の実現を目指し、2019（令和元）年度からの 10 カ年計画である「第4次那覇市男女共同参画計画（以下「本計画」）」を策定します。

(2) 計画策定の背景

「男女共同参画社会基本法」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」ために、男女共同参画計画を定めることとしています。

また、内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」では、「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進は、少子化・人口減少社会に直面する我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題」であるとし、「普通の女性が抱える様々な困難や制約が、女性活躍以前に取り組むべき課題として認識されていないと思います。」と社会の認識が変わらない状況を指摘しています。

さらに、2016（平成 28）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法^{*}」）」が全面施行され、国及び地方公共団体、民間企業等に対し、女性の活躍の場の提供主体である事業主として、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けています。

2018（平成 30）年 5 月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}」（平成 30 年法律第 28 号）は、選挙において男女の候補者の数が均等となることや、公職における家庭生活との円滑な継続・両立などが定められ、政策決定過程や政治分野における男女共同参画への推進が明記されました。

本市においては、2008（平成 20）年に「第 3 次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」を、2013（平成 25）年には県内初となる「那覇市配偶者等からの暴力（DV^{*}）の防止及び被害者支援に関する基本計画（以下「那覇市DV防止計画^{*}」）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

本計画は、これまでの取組を継承するとともに、社会情勢の変化や、国・県の男女共同参画計画策定の動向を踏まえつつ、2015（平成 27）年「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）など、新たな課題への取組と、全ての市民が個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

① 世界の動き

1972（昭和 47）年の第 27 回国連総会において、1975（昭和 50）年を「国際婦人年（後に国際女性年）」とすることを宣言し、平等・発展・平和の 3 つの目標を掲げ、これらの目標達成に向け、世界的規模で集中して取り組む年としました。

同年に、メキシコシティで開催された「第 1 回世界女性会議」において、「世界行動計画」が採択され、それに基づき、1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の十年」と宣言し、世界中の女性の地位向上に向けた取組が始まりました。

1979（昭和 54）年、国連第 34 回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約^{*}」）」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めています。

1995（平成7）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、国際社会全体で、女性の地位向上とエンパワーメント^{*}を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域（貧困・教育・健康など）が明記された「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その10年後にあたる、2005（平成17）年には国連「北京+10」世界閣僚級会合、2010（平成22）年には「北京+15」、2015（平成27）年には「北京+20」記念会合が開催され、さらなる取組が求められました。

2010（平成22）年には、国連総会決議により「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が設立され、2011（平成23）年に正式に発足し、女性と女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女間の平等の達成を目指し、活動を開始しました。

2012（平成24）年、第56回国連女性の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議が採択され、災害支援等における女性の参画や子ども、高齢者、障がい者等の脆弱な人々への配慮の必要性とともに、新たな社会の再構築の過程において、それらの人々が参画することで包摂型の社会づくりを行うことの重要性を強調しました。

2015（平成27）年9月に開催された国連総会において、2016年～2030年までの世界共通目標として「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が採択されました。17の目標と169のターゲットが設定され、「ジェンダー平等を実現しよう」も大きな目標の一つとして設定されています。

2016（平成28）年、第60回国連女性の地位委員会においては、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」合意結論及び「複数年行動計画」等が決議されました。

2017（平成29）年、イタリアのタオルミーナで開催された先進国首脳会議（G7）では「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」が採択され、①女性の参画拡大及び全ての段階での平等な機会及び公正な選考過程の促進、②働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、③生涯を通じた女性及び女兒に対する暴力の排除の三つの柱が示されています。

女性の政治・経済活動への参画を示す国別の実情については国連開発計画（UNDP）によるジェンダー開発指数（GDI）^{*}・ジェンダー不平等指数（GII）^{*}、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数（GGI）^{*}などが開発・公表されており、男女共同参画の国際的な取組について情報を提供しています。

性の多様性については、2006（平成18）年にインドネシアで開催された国際法律家委員会や元国際連合人権委員会等による国際会議において、LGBT^{*}の人びとや性分化疾患のうち自己の意思に反して必要でない手術を受ける可能性のある症例の当事者の人権を保障する「性的指向と性同一性に関わる国際人権法の適用に関する原則（ジョグジャカルタ原則）」が採択され、翌2007（平成19）年に国連人権理事会にて承認されました。2017（平成29）年に、「国家に保護される権利」、「法的に承認される権利」、「文化多様性への権利」を含むジョグジャカルタ原則を補足する形で、国家の義務に関する事項が追加されています。2014（平成26）年には、オリンピック憲章

に性的指向を理由とする差別の禁止が盛り込まれました。

② 国内の動き

国内では、戦前から婦人参政権運動など、男女共同参画社会の形成に取り組んでいましたが、1975（昭和 50）年、国連が提唱した「国際婦人年」を契機に、婦人問題企画推進本部の設置、1977（昭和 52）年は「国内行動計画」が策定されました。また、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子差別撤廃条約」が 1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会において採択され、日本は 1985（昭和 60）年の批准にあたり、国内法を整備する必要から、1972（昭和 47）年公布の「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律第 113 号）を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正しました。

さらに、1999（平成 11）年の改正で「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法^{*}）」となり、2007（平成 19）年の法改正により、性別による差別禁止の範囲が拡大され、男性に対する差別も禁止されるようになりました。

1992（平成 4）年施行の「育児休業等に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）は、1995（平成 7）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正され、2017（平成 29）年の改正では、マタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」）、パタニティ・ハラスメント^{*}（以下「パタハラ」）の防止措置を事業者^{*}に義務付けるなど、職業生活と家庭生活との両立と福祉の増進を図ることで、経済及び社会の発展に資することを目的としています。

教育現場においては、家庭科教育は、中学や高校では女子のみの必修科目とされてきましたが、女性の社会進出が進む中で従来の性別による役割分担にも変化が求められているという状況を受け、日本は女子差別撤廃条約批准に向けて男女共修に取り組み、1993（平成 5）年度から中学で、1994（平成 6）年度から高校で男女共修となりました。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18 歳未満の児童（子ども）は権利をもつ主体であり、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989（平成元）年の第 44 回国連総会において採択され、日本は、1990（平成 2）年に本条約に署名し、1994（平成 6）年に批准しました。

子どもの人権を取り巻く環境はネット社会、スマートフォン等の普及により、変化しており、1999（平成 11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成 11 年法律第 52 号）が施行、2014（平成 26）年には個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）（リベンジポルノ^{*}防止法）」が施行されました。

2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（以下「児童虐待防止法」）」が施行され、児童虐待については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待（子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DV^{*}を含む）と定義しています。

2019（令和元）年5月24日、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が衆院厚生労働委員会において全会一致で可決されました。

1999（平成11）年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国が取り組むべき最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。直近では、2015（平成27）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な施策を展開しています。

加えて、2000（平成12）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）（以下「ストーカー規制法^{*}」）」が、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」）」が施行され、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました（配偶者、元配偶者、内縁関係、元内縁関係が対象）。2013（平成25）年、DV防止法は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改名され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて、DV防止法の対象となるよう改正されました。

2015（平成27）年8月には、女性の職業生活の活躍の推進に関する施策についての計画策定を地方公共団体に努力義務とする「女性活躍推進法」の制定をはじめ、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」の策定など、男女共同参画社会の形成に向け、様々な取組が進められています。

性の多様性に関する国内の動きは、2015（平成27）年に「LGBTに関する課題を考える国会議員連盟」の発足や、文部科学省は「性的マイノリティ」の児童生徒全般への配慮を求める通知を発し、翌年、教職員向け手引きの作成・公表を行っています。2017（平成29）年には被害者の性的指向・性自認（SOGI^{*}）に関わらず職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{*}（以下「セクハラ」）も対象とする「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が出されました。

2015（平成27）年、東京都渋谷区が「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」制定と同時にパートナーシップ宣誓制度を開始し、同年、世田谷区も「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定める等、それ以降、パートナーシップ制度は各自治体へ広がっており、2019（令和元）年7月5日時点で24の自治体（県では茨城県のみ）が同制度を導入しています。

表 同性パートナーシップ制度導入自治体と施行年度

自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度
東京都渋谷区	2015	福岡県福岡市	2018	東京都府中市	2019	東京都江戸川区	2019
東京都世田谷区	2015	大阪府大阪市	2018	大阪府堺市	2019	東京都豊島区	2019
三重県伊賀市	2016	東京都中野区	2018	神奈川県横須賀市	2019	東京都府中市	2019
兵庫県宝塚市	2016	千葉県千葉市	2018	岡山県総社市	2019	栃木県鹿沼市	2019
沖縄県那覇市	2016	熊本県熊本市	2019	神奈川県小田原市	2019	宮崎県宮崎市	2019
北海道札幌市	2017	群馬県大泉町	2019	大阪府枚方市	2019	茨城県	2019

※2019年7月5日時点

2018（平成30）年、世界保健機構（WHO）における国際疾病分類の改訂（ICD-11）により、性同一性障害は「精神疾患」の分類から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「Gender incongruence（厚生労働省による仮訳：性別不合）」に変更されることになりました。「個人の経験する性（an individual's experienced gender）と割り当てられた性別（assigned sex）の顕著かつ持続的な不一致によって特徴づけられる。」とされています。また、「ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない。」とされています。

① 沖縄県の動き

沖縄県は、1984（昭和59）年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、1993（平成5）年「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEI GOプラン21～」(第1次)、1998（平成10）年「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEI GOプラン21～」(改定)、2002（平成14）年「沖縄県男女共同参画計画（後期）」(第2次)を経て、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

その流れの中、1995（平成7）年9月、北京で開かれた「第4回世界女性会議」、あわせて開催されたNGOフォーラムには、東門美津子副知事ら沖縄県から71人の女性が参加しました。参加にあたっては、1年間の事前学習を行い、6分野で11のワークショップが開催されました。

さらに、2003（平成15）年の「沖縄県男女共同参画推進条例」制定後、2007（平成19）年に「沖縄県男女共同参画計画（後期）」(第3次)を策定し、①男女共同参画についての正しい理解と学習の充実、②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援、③政策・方針決定過程への女性の参画の促進、④女性のチャレンジ支援、⑤家庭と仕事の両立支援と働き方の見直しの5つを重点項目としています。

2012（平成24）年に「第4次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、2017（平成29）年に策定された「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEI GOプラン～」は、家庭や職場、地域、社会全体における男女共同参画の実現を目標に、女性活躍推進法に基づく推進計画や子どもの貧困対策等が盛り込まれ、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する各種施策を推進しています。

② 那覇市の動き

本市では、1976（昭和51）年に経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を配置し、1981（昭和56）年には、「那覇市働く婦人の家」の開設、「国連婦人の十年」の最終年にあ

たる 1985（昭和 60）年に、平和を基調に男女平等社会の実現やあらゆる立場の人々との共生を目指し、多くの課題解決に取り組む団体や個人が一同に会し、日頃の活動を発表・表現する場として、第 1 回「うないフェスティバル^{*}」を開催し、2014（平成 26）年（第 30 回）まで継続されました。

1985（昭和 60）年には、「那覇市婦人問題行政連絡協議会」、「那覇市婦人問題会議」が設置され、1987（昭和 62）年に「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定への提言」が答申されました。

1988（昭和 63）年に「那覇市女性行動計画」を策定し、経済部に「女性室」が設置されました。翌年には、総合的な施策を展開する必要性から総務部に所管が変更されています。

さらに、1990（平成 2）年から 2000（平成 12）年にかけて、「那覇女性史」編さん事業がスタートし、「なは女性史証言集（1～4号）」、那覇女性史「なは・女のあしあと（近代編、前近代編、戦後編）」が発刊されました。

1996（平成 8）年に「なは女性センター」を開設し、性別や固定観念にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会、多様な生き方を尊重できる社会の実現をめざし活動を続けています。

1998（平成 10）年には那覇市女性問題会議から答申を受け、「第 2 次那覇市女性行動計画」を策定しました。同年 4 月に「第 3 次那覇市総合計画」が制定され、基本構想を実現する方法の一つに「男女共同参画」が掲げられ、基本計画の中で「男女共同参画社会の実現」が位置づけられたことにより、同年 9 月 28 日に「なは男女共同参画都市宣言」を発表しました。

2001（平成 13 年）年、DV の市民の意識と実態及び DV の被害状況や市民の要望等を把握する目的で、「日常生活の中での女性の人権に関する調査」を実施し、その後の施策を推進する上での基礎としています。

2001（平成 13）年、「女性室」は「男女共同参画室」へ改称され、女性行政から男女共同参画行政へ移行しました。

2003（平成 15）年には、計画の中間見直しを行い、「第 2 次那覇市男女共同参画計画」改訂版を発刊しました。

那覇市男女共同参画会議からの答申を受け、2005（平成 17）年に「那覇市男女共同参画推進条例」が制定・施行されました。本市の男女共同参画行政の基本理念の推進のため、市・市民・事業者・教育者のそれぞれの責務を明らかにし、市と市民等が協働して、男女共同参画社会の実現に向け取り組むことを目的としています。また、同年、DV 被害者へのきめ細かい支援を目的に、庁内の連携を図るための「DV 被害者支援のための庁内ネットワーク会議」も設置されました。

2007（平成 19）年、那覇市男女共同参画会議から「第 3 次那覇市男女共同参画計画策定に向けての提言」を受け、2008（平成 20）年に「第 3 次那覇市男女共同参画計画」を策定しました。同計画の中間見直しとして、2012（平成 24）年に策定した県内初となる「那覇市 DV 防止計画」は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく本市の基本計画であり、DV 被害者等の安全と安心に配慮し、「加害者にも、被害者にも、傍観者に

もならない」ために、DV防止に向けた全庁的な取組を積極的に推進していくことを目的としています。

性の多様性については、2015（平成27）年に、東京都渋谷区が全国初となるパートナーシップ証明発行も含めた条例を施行しました。本市においては、同年2月の市議会定例会において複数の議員が性的マイノリティに対する市の見解や姿勢について質問したことが、パートナーシップ登録制度への取組を進めるきっかけとなりました。本市においても、国内の先行自治体の取組を参考に那覇市男女共同参画会議における議論と並行し、調査・検討を続けました。

同年7月19日、県内のプライド・イベントとして、本市が2013（平成25）年の第1回から共催している「第3回ピンクドット沖縄」において、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を表明しました。

同宣言の約1年後、2016（平成28）年7月8日に「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。同制度は、法的拘束力は無いものの、当事者団体等との意見交換の中で、「行政（市）が二人のパートナーシップ関係を認めてくれることで、精神的な支えになる」との意見も出され、同制度の開始に向け、取組を進めました。

パートナーシップ登録の要綱作成にあたっては、那覇市男女共同参画会議で議論が進められ、2016（平成28）年4月14日に琉球大学大学院法務研究科と本市が締結した「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」に基づき、法的なアドバイス等の協力を仰ぎました。法科大学院と自治体が協定を結ぶのは全国初の試みで、法的な検討が必要な事案について、専門的な支援を受けています。

2017（平成29）年12月には、那覇市教育委員会において、「学校におけるLGBTへの配慮に関する指針」を策定し、教育現場における取組を推進しています。



2 第4次那覇市男女共同参画計画の位置づけ

(1) 計画の性格

① 本市の条例及び総合計画並びに他部門計画等との整合性

本計画は、那覇市男女共同参画推進条例に基づく計画であり、策定に当たっては下記のとおりとします。

- 那覇市男女共同参画推進条例の趣旨、基本理念等に基づくものであること
- 第5次那覇市総合計画及び関連する他部局計画との整合性を図ること
- 那覇市男女共同参画会議からの答申（第4次那覇市男女共同参画計画への提言）を勘案すること
- 2013（平成25）年策定の「那覇市DV防止計画」（平成25年度～平成29年度）の改定にあわせて、第2次DV防止計画として位置付けること
- 2015（平成27）年に国が制定した「女性活躍推進法」に基づく、本市の「女性活躍推進計画」として位置付けること
- 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨・基本理念に基づくものであること
- 計画の実効性を高めるために、男女共同参画行政の推進状況について、市民にわかりやすい指標を設定し、その指標に計画期間終了時における数値目標を定めること

② 法律、計画等との位置関係

本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨・基本理念と、「DV防止法」並びに「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえつつ、国・県・市の計画等を勘案して策定します。

男女共同参画社会基本法

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

国 第4次男女共同参画基本計画
県 第5次沖縄県男女共同参画計画

那覇市男女共同
参画推進条例

「性の多様性を尊重する都市・なは」
宣言（レインボーなは宣言）

第4次那覇市男女共同参画計画

第2次那覇市DV
防止基本計画

那覇市女性活躍
推進計画

第5次
那覇市総合計画

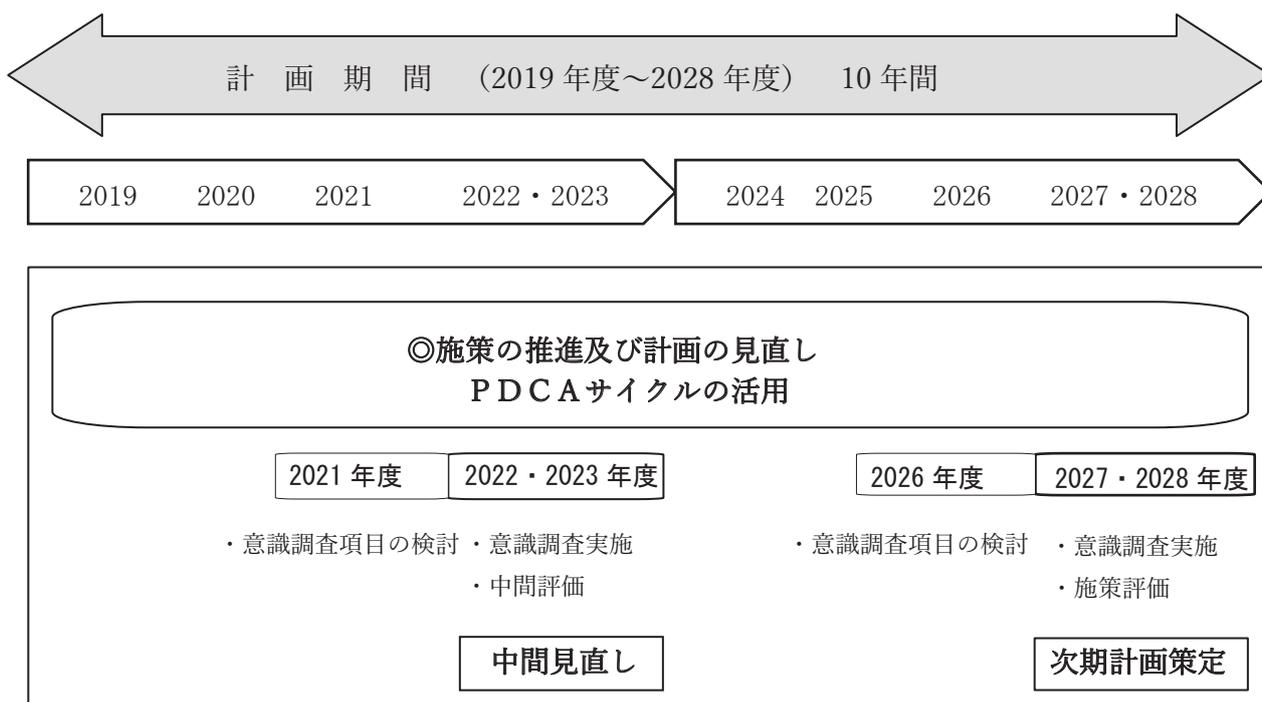
(2) 計画の構成と計画期間

① 計画の構成

本市における男女共同参画社会の実現をめざすために基本計画を策定し、そのための具体的な施策を実施するために、実施計画を作成するとともに、基本的な事業に数値目標を設定するなど、推進体制を示します。

② 計画期間

- 本計画は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間の計画として策定します。
- 2023（令和5）年度に中間見直しを実施します。社会情勢の変化の把握や計画の評価のため、2022（令和4）年度に意識調査と中間評価を行います。
- 毎年、各施策の進捗状況の点検を行います。



(3) 計画の推進

① 進捗管理

- 毎年度、各施策の事業の進捗状況を把握し、本市の男女共同参画行政推進委員会や同幹事会において点検・評価を行い、見直し・改善策について検討した結果を、附属機関である那覇市男女共同参画会議に諮り、いただいた意見を庁内関係部署へフィードバックし、今後の事業の検証や見直し・改善等を図ります。また、必要に応じ計画の見直しができるものとしします。
- 事業の効果や評価を勘案し、2022（令和4）・2023（令和5）年度の中間見直しにおいて、計画の見直しや改善を行います。
- 中間見直しや次期計画策定に向けては、3カ年かけて調査・検討します。

本計画は、下記のとおり、PDCAサイクルにより、進捗管理を行い、点検・評価を踏まえ、より効果的な目標の達成に向けて、見直し・改善を図り、取組を推進していきます。

